

報告第8号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成27年12月3日提出

多可町長 戸田善規

専決第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 27 年 11 月 19 日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び	対人事故
事故発生年月日	平成 27 年 6 月 10 日 午前 10 時 25 分頃
事故発生場所	
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 294,240 円 也
事故の概要	中野間地内の訪問先から事務所への帰途、八千代プラザ方面から北上していたところ、喫茶店「長崎屋」前の交差点において、前方不注意により、東方面へ走行していた相手方車両へ側面衝突した。 (過失割合 町 9 割 : 相手方 1 割)